

1 答 申 第 9 号  
令和元年10月17日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 武 藤 知 之

## 答 申 書

令和元年9月30日付け1民市第290号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、市が保有する住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が目的外利用すること及び住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が福岡県に外部提供することの公益上の有無（条例第9条第3項）について

【市民文化部市民課】

【商工観光労働部観光・国際課】

#### 2 審議会の意見

福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、市が保有する住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が目的外利用すること及び住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が福岡県に外部提供することについては、公益上の必要性がある。